

事業方針に関する質問・意見に対する回答

番号	質問・意見項目	質問・意見内容	質問・意見に対する回答
1	事業条件の概要について	設置後20年を経過しているキュービクルが該当する学校をお示しください。	要求水準書等(案)の公表と併せ提示します。
2	代表企業の選定について	代表企業は建築一式を請け持つ者であるが、事業金額規模では空調設備に関連する工事の割合が大きいかと思います。管工事を請け持つ者が代表企業になることも検討いただけないか。	屋根断熱工事及び空調設備の整備等、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する必要があり、また、空調設備の設置完成(令和8年6月末)以降も屋根の遮熱型防水工事の期間が継続することから建築一式工事とします。
3	設計企業の参加条件に付いて	過去10年以内に完了した公共施設における新築又は増築の実施設計の完了実績に、PFI事業は含まれるか。	PFI事業も含みます。 ただし、協定書、要求水準書等で内容の確認ができるものとしてください。
4	設計企業の参加条件に付いて	設計企業として参加する条件に、一級建築士を配置できる企業とあるが、事業内容が空調設備②に関する設計も含まれるため、建築設備士を配置できる企業も参加条件に含めていただけないか。	建築設備士は「建築士に設備設計や工事監理のアドバイスをを行う資格」であるため、配置される技術者は一級建築士の資格を有するものとします。
5	施工企業 代表構成員の参加条件に付いて	「建築一式工事」企業の代表構成員の参加条件について、「準市内」及び「市外」については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が900点以上とあるが、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値で判断いただけないか。	岡崎市総合評定値算定基準※は市内業者に対し岡崎市独自の評定値を付与する基準のため、準市内及び市外業者には適用できません。 ※事業方針で「岡崎市総合評定値算定要領」と記載していますが、正しくは「岡崎市総合評定値算定基準」です。
6	事業者の募集及び選定スケジュール	現場見学会・図面等のデータの貸与(入札の公告資料に関する質問受付期限まで随時)とありますが遅くとも入札公告までには貸与頂きたいのですがいかがでしょうか。	要求水準書等(案)の公表後、貸与可能とする予定です。
7	入札参加者の参加資格要件	構成員数は各業種ごとに最大5社までと記載がございますが、5社を超えてはいけないのでしょうか。また、最大5社でなければならない場合、施工会社としては建築業者のみでの5社JVでの参加でも可能でしょうか？	構成員数については、要求水準書等(案)の公表時に提示します。 また、他業種を下請けとして、建築一式工事業者のみでの参加も可能です。
8	入札参加者の参加資格要件	貴市ホームページに乙型JVの協定書(案)が無いようにお見受けしますが乙型JVの協定書についてお示し頂けないでしょうか？ 現状、想定が無いようでしたらJV比率の記載欄を設けるかをお示し頂けませんでしょうか？	要求水準書等(案)の公表と併せ提示します。 JVについては、出資比率に応じて一体となって施工する方式ではなく、各構成員ごとに担当する施工範囲を定め、それぞれ分担して施工する方式とする予定です。
9	別紙1: 事業スキーム	貴市が想定する事業スキームをお示し頂いておりますが、建築5社でのJVを組成した場合管工事は構成員としてではなく協力企業ないしは下請けとしてグループを想定しても宜しいでしょうか？	建築一式工事業者5者でのJVを組成し、管工事業者を構成員としなかった場合は下請けとしてください。